

1. ダイヤランド地区整備計画区域

別表第2. 用途の制限（第4条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
住居専用地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋を除く。）</p> <p>(2) 集会所</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 巡査派出所</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が40平方メートル以内である自動車車庫等</p>
住居地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋を除く。）</p> <p>(2) 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、その他の用途を兼ねるもの（その他の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。以下「兼用住宅」という。）でその他の用途が次のアからカまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。以下同じ。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、貸本屋、出力の合計が0.2キロワット以下の原動機を使用する洋服店、出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用して自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>カ 出力の合計が0.2キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>(3) 幼稚園</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 診療所</p> <p>(6) 巡査派出所</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が40平方メートル以内である自動車車庫等</p>

準商業地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅（長屋を除く。）</p> <p>(2) 兼用住宅でその他の用途が次のアからカまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 事務所</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、貸本屋、出力の合計が0.2キロワット以下の原動機を使用する洋服店、出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用して自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>カ 出力の合計が0.2キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>(3) 幼稚園</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 保育所</p> <p>(6) 病院又は診療所</p> <p>(7) 巡査派出所</p> <p>(8) 銀行の営業所その他これに類するもの</p> <p>(9) 前各号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が40平方メートル以内である自動車車庫等</p>
第1商業地区又は第2商業地区	<p>(1) 長屋</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p>

別表第3. 容積率の最高限度（第5条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の容積率の最高限度
住居専用地区又は住居地区	10分の8
準商業地区	10分の15（住宅（長屋を除く。）又は兼用住宅にあつては、10分の8）
第1商業地区	10分の20
第2商業地区	10分の15

別表第4. 建蔽率の最高限度（第6条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の建蔽率の最高限度
住居専用地区又は住居地区	10分の5
準商業地区	10分の6（住宅（長屋を除く。）又は兼用住宅にあつては、10分の5）
第1商業地区又は第2商業地区	10分の6

別表第 5 . 敷地面積の最低限度 (第 7 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
住居専用地区、住居地区、準商業地区、 第1商業地区又は第2商業地区	160 平方メートル

別表第 6 . 壁面の位置の制限 (第 8 条関係)

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
住居専用地区又は住居地区	1 メートル	<p>外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は自動車車庫等</p>
準商業地区	1 メートル	<p>(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置</p> <p>(2) 軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が40平方メートル以内である自動車車庫等</p>
第1商業地区又は第2商業地区	1 メートル	<p>(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途に供するもの</p> <p>(2) 床面積の合計が40平方メートル以内である自動車車庫等</p>

別表第 7 . 高さの最高限度 (第 9 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
住居専用地区、住居地区又は準商業地区	10 メートル
第1商業地区又は第2商業地区	13 メートル

別表第 8 . 各部分の高さの最高限度 (第 10 条関係)

(ア) 地区	(イ) 数値	(ウ) 数値
準商業地区	1.25	5メートル (住宅 (長屋を除く。) 又は兼用住宅に限る。)